第5章 子ども・子育て支援事業の展開

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

国の基本指針では、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として区域を定めることとなっています。その基準は、地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、整備状況その他地域の実情を勘案したものとされています。

本市では、市域がコンパクトであり、現在保育園等の入園においても通園区域を設けていないことから、事業の実施区域と対象が一致し、全体での需給調整が可能となる「市全域」を一つの単位として設定します。

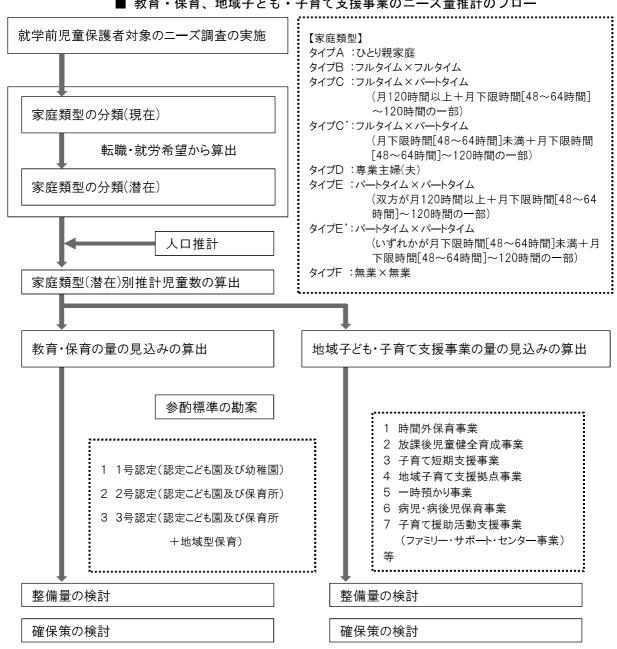
ただし、放課後児童対策事業においては、小学校区単位での利用を基本としていることから、「小学校区」(9学区)を一つの単位とします。

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計 2

(1)推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児 童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子 ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」の 手順に沿って算出し、本市の地域特性や前計画期間における実績との整合性等を検証 し、必要な修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、0~5歳では令和2年の6,558人から令和6年には6,692人と推計され、微増傾向で推移することが予測されます。

また、6~11歳では令和2年の6,083人から令和6年には6,562人と推計され、増加傾向で推移することが予測されます。

■ 子ども人口の推移と推計

単位:人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0~11歳	12, 641	12, 817	12, 994	13, 146	13, 254
0 歳	1, 020	1, 022	1, 017	1, 015	1, 012
1 歳	1, 068	1, 069	1, 074	1, 070	1, 070
2 歳	1, 106	1, 114	1, 115	1, 123	1, 120
3 歳	1, 123	1, 129	1, 137	1, 139	1, 149
4 歳	1, 129	1, 147	1, 157	1, 165	1, 169
5 歳	1, 112	1, 136	1, 156	1, 163	1, 172
0~5歳	6, 558	6, 617	6, 656	6, 675	6, 692
6歳	1, 026	1, 108	1, 130	1, 151	1, 159
7歳	982	1, 025	1, 107	1, 130	1, 150
8歳	1, 071	985	1, 025	1, 108	1, 130
9歳	1, 023	1, 075	987	1, 031	1, 112
10歳	985	1, 015	1, 067	979	1, 026
11歳	996	992	1, 022	1, 072	985
6~11歳	6, 083	6, 200	6, 338	6, 471	6, 562

資料: 庁内資料

(3) 家庭類型 (現在・潜在) 別児童数の推計

家庭類型(現在・潜在)別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭 類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向 を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童(0~5歳)の家庭類型(現在・潜在)の割合

			単位:%
家庭類型	説明	現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	3. 8	3. 8
タイプB	フルタイム×フルタイム	40. 4	43. 6
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48~64時間]~120時間の一部)	10. 3	9. 4
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48~64時間]未満+月下限時間[48~64時間]~ 120時間の一部)	8. 1	11. 5
タイプD	専業主婦(夫)	36. 6	31. 5
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48~64時間]~120時間 の一部)	0. 2	0. 0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48~64時間]未満+月下限時間[48~ 64時間]~120時間の一部)	0.0	0. 0
タイプF	無業×無業	0. 4	0. 2

そして、令和2年度から令和6年度までの推計児童数に家庭類型(潜在)別の割合 を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数 (0~5歳)

単位:%(潜在割合)、人(児童数)

家庭類型	潜在割合	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
タイプA	3. 8	250	252	253	254	254
タイプB	43. 6	2, 859	2, 885	2, 902	2, 910	2, 918
タイプC	9. 4	616	622	626	627	629
タイプC'	11. 5	754	761	765	768	770
タイプD	31. 5	2, 066	2, 084	2, 097	2, 103	2, 108
タイプE	0. 0	0	0	0	0	0
タイプE'	0. 0	0	0	0	0	0
タイプF	0. 2	13	13	13	13	13
推計児童数(0~5歳)	100. 0	6, 558	6, 617	6, 656	6, 675	6, 692

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保の状況

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園の事業

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関(学校)で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年(満3歳児)の受入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です(児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません)。保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です(学校教育法に基づく学校としての法的位置づけは持ちません)。また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

現状

■幼稚園、保育所、認定こども園の利用状況

単位:人

	中位·人 令和元年度									
		1号認定 ※2号認定の 教育ニーズ含む	2号認定		3号認定					
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要	0歳 保育が必要	1・2歳 保育が必要					
	幼稚園 (内他市町施設利用者)	1, 490 (510)								
定員	認可保育園		1, 520	703	168					
	認可外保育施設			31	125					

※ 幼稚園については、利用者人数です。

今後の方向性

- ○確保方策について、1・2号認定については、既存の市内施設での対応を基本に努めます。
- ○3号認定については、利用ニーズの増加が予想され、特に3号認定については施設の不 足が見込まれるため、幼稚園の認定こども園への移行、既存園の定員拡大、民間事業者 による地域型保育事業等の整備を検討していきます。

■ 教育施設(幼稚園、認定こども園)の量の見込みと確保の状況

単位:人

	令和2年度							
		1号認定 ※2号認定の 教育ニーズ含む	2号認定		3号認定			
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要	0歳 保育が必要	1・2歳 保育が必要			
ニ ー ズ量の	市内	1, 896	1, 417	220	895			
見込み	他市町の 子ども	240						
提供量(確保	方策)							
幼稚園/保育園	市内	1, 896	1, 678	161	670			
/認定こども園	他市町の 子ども	240						
地域型保育	事業		0	19	107			
認可外保育	施設		0	31	125			
HI W 티 스티	市内	1, 896	1, 678	211	902			
提供量合計	他市町の 子ども	240						
過不足分(提供量 量)	ーニーズ	0	261	-9	7			

※ 令和2年度から令和6年度の各表について

幼稚園の広域利用について

- ・1 号認定における「他市町の子ども」について
- 他市町の子どもで市内の施設利用人数です。240人の内訳(名古屋市60人、長久手市130人、東郷町50人)
- ・1号認定における「提供量(確保方策)」について

他市町の施設分 540人(名古屋市 120人、長久手市 60人、東郷町 10人、みよし市 350人) が含まれます。

	中位・2 令和3年度							
		1号認定 ※2号認定の 教育ニーズ含む	2号認定		3号認定			
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要	〇 歳 保育が必要	1 · 2歳 保育が必要			
ニ ー ズ量の	市内	1, 850	1, 466	225	931			
見込み	他市町の 子ども	240						
提供量(確保方策)								
幼稚園/保育園	市内	1, 896	1, 678	161	670			
/認定こども園	他市町の 子ども	240						
地域型保育	事業		0	25	139			
認可外保育	施設		0	31	125			
18 /II B A =1	市内	1, 896	1, 678	217	934			
提供量合計	他市町の 子ども	240						
過不足分(提供量 量)		46	212	-8	3			

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
		1号認定 ※2号認定の 教育二一ズ含む	2号認定		3号認定			
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要	〇歳 保育が必要	1 · 2歳 保育が必要			
ニ ー ズ量の	市内	1, 797	1, 517	230	963			
見込み	他市町の 子ども	240						
提供量(確保	方策)							
幼稚園/保育園	市内	1, 806	1, 768	170	690			
/認定こども園	他市町の 子ども	240						
地域型保育	事業		0	25	138			
認可外保育	施設		0	31	81			
47 W E A =1	市内	1, 806	1, 768	229	970			
提供量合計	他市町の 子ども	240						
過不足分(提供量 量)		9	251	-1	7			

		1号認定 ※2号認定の 教育ニーズ含む	2号認定		3号認定			
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要	〇歳 保育が必要	1 · 2歳 保育が必要			
ニ ー ズ量の	市内	1, 741	1, 566	234	995			
見込み	他市町の 子ども	240						
提供量(確保	方策)							
幼稚園/保育園	市内	1, 796	1, 768	170	690			
/認定こども園	他市町の 子ども	240						
地域型保育	事業		0	28	155			
認可外保育	施設		0	37	125			
HI W 티 스크	市内	1, 796	1, 768	235	970			
提供量合計	他市町の子ども	240						
過不足分(提供量 量)		55	202	1	-25			

	章							
		1号認定 ※2号認定の 教育ニーズ含む	2号認定		3号認定			
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要	0歳 保育が必要	1 · 2歳 保育が必要			
ニ ー ズ量の	市内	1, 671	1, 616	236	1, 011			
見込み	他市町の 子ども	240						
提供量(確保	提供量(確保方策)							
幼稚園/保育園	市内	1, 746	1, 768	170	690			
/認定こども園	他市町の 子ども	240						
地域型保育	事業		0	34	187			
認可外保育	施設		0	37	135			
12 /II E A =1	市内	1, 746	1, 768	241	1, 012			
提供量合計	他市町の 子ども	240						
過不足分(提供量 量)	:ーニ ー ズ	75	62	5	1			

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

(1)相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報 提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実 施 箇 所 数 (基本型・特定 型)	0	0	0	1	1
実施箇所数 (母子保健型)	0	0	0	1	1

今後の方向性

〇現在、子育て世代包括支援センターとして、基本型と母子保健型を各1箇所で実施して おり、今後とも事業の周知を図ることで、より一層の利用を図ります。

■ 利用者支援事業の量の見込みと確保の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ 一 ズ 量 (基本型・特定型)	1	1	1	1	1
実施箇所数 (確保方策)	1	1	1	1	1
過 不 足 (提供量ーニ ー ズ量)	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量 (母子保健型)	1	1	1	1	1
実施箇所数 (確保方策)	1	1	1	1	1
過 不 足 (提供量ーニ ー ズ量)	0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状

■地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

	平成 26 年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	43, 346	38, 101	39, 667	37, 892	36, 369
実施 箇所数	3	3	3	3	3

今後の方向性

○現在3箇所での実施となっており、今後とも事業の周知を図り、より一層の利用を図り ます。

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	37, 090	37, 205	37, 232	38, 739	38, 952
実施箇所数 (確保方策)	3	3	3	3	3
提 供 量	37, 090	37, 205	37, 232	38, 739	38, 952
過 不 足 (提供量-二-ズ量)	0	0	0	0	0

(2)訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や 養育環境等の把握を行う事業です。

現状

■乳児家庭全戸訪問事業の訪問状況の推移

				平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪	問	件	数	997	1, 022	1, 007	972	965
訪	F	5	率	98. 8	98. 3	97. 4	96. 4	98. 1

今後の方向性

○乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要な方の早期支援に努めます。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の状況

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推	計	値	1, 020	1, 022	1, 017	1, 015	1, 012
提	供	量	1, 020	1, 022	1, 017	1, 015	1, 012
過 (提供	不 量ーニ ー 2	足 ズ量)	0	0	0	0	0

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状

■養育支援訪問事業の訪問状況の推移

			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実	人	数	15	8	8	3	3

今後の方向性

○妊娠期から支援の必要性のある妊婦のいる世帯、虐待、もしくはその恐れのある要保護 児童世帯及び育児不安等により一時的に育児から開放することが必要な世帯などにつ いて、関係機関と連携し、妊娠期から訪問するなど、適切な時期に訪問することにより、 虐待の予防や養育力の向上を図ります。

■養育支援訪問事業の量の見込みと確保の状況

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推	計	値	15	15	15	15	15
提	供	星	15	15	15	15	15
過(提供	不 量-二-7	足ズ量)	0	0	0	0	0

(3)通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

現状

■子育て短期支援事業の利用状況の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	1	0	2	1	1
実施 箇所数	2	3	3	3	3

今後の方向性

○宿泊の伴うニーズは必ずしも高くはないものの、ひとり親世帯や緊急時等、実績が数件 あることから、一定枠を見込むものとします。

■ 子育て短期支援業の量の見込みと確保の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	14	14	14	20	20
実施箇所数 (確保方策)	2	2	2	2	2
提 供 量	14	14	14	20	20
過 不 足 (提供量ーニ ー ズ量)	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として 昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所で、一時的に預かり、必 要な保育を行う事業です。

現状

■一時預かり事業の利用状況の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園実施園数	6	6	6	6	6
保育園実施園数	4	5	7	8	8
幼稚園利用人数	30, 122	34, 319	40, 055	44, 787	40, 970
保育園利用人数	4, 029	3, 774	4, 725	6, 093	5, 607

今後の方向性

- 〇一時的な保育需要だけでなく、就労している保護者が幼稚園の利用を希望する場合にも 対応できる幼稚園・認定こども園の一時預かり事業を推進し、待機児童対策の一環とし ます。
- ○保護者の社会的な理由だけでなく、子育てに伴う様々な事由により、一時預かりのニーズは高まっているため、ニーズに応じ、提供量の維持・拡大を図ります。

■一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
= -	_	ズ量	41, 912	40, 964	40, 560	40, 320	40, 782
実施箇所 (確保方領		幼稚園・ 認定こど も園	6	6	6	6	6
		保育園	9	9	9	9	9
提供量	(幼稚園 2号認定含 む)	27, 665	27, 665	27, 665	27, 665	27, 665
		保育園	14, 247	14, 247	14, 247	14, 247	14, 247
合		計	41, 912	41, 912	41, 912	41, 912	41, 912
過 (提供量	不 是一 <i>二</i>	足 ニ ー ズ量)	0	948	1, 352	1, 592	1, 130

③ 時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状

■ 時間外保育事業(延長保育事業)の利用状況の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実 利 用 人 数	224	344	356	357	300
実施 箇所数	5	7	10	11	14

今後の方向性

〇二ーズ量に応じて、時間外保育事業(延長保育事業)の提供量の維持・増大を図ります。

■ 時間外保育事業(延長保育事業)の量の見込みと確保の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	409	404	400	399	403
実施箇所数 (確保方策)	14	14	14	14	14
提 供 量	410	410	410	410	410
過 不 足 (提供量-ニ - ズ量)	1	6	10	11	7

4 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一 時的に保育等する事業です。

現状

■ 病児・病後児保育事業の利用状況の推移

			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施	設	数	1	1	1	1	1
延べ	利用。	人数	692	692	741	726	772

今後の方向性

○不足が見込まれるため、拡充を図ります。

■ 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	800	835	865	890	926
実施箇所数 (確保方策)	1	1	1	1	1
提供量	800	800	1, 000	1, 000	1, 000
過 不 足 (提供量ーニ ー ズ量)	0	-35	135	110	74

(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受 診 対 象 者 数 (妊娠届出数)	1, 060	1, 057	1, 033	1, 017	958
延べ受診回数	13, 892	14, 787	14, 253	13, 517	13, 048
受 診 率	93. 6	99. 9	98. 6	94. 9	97. 3

今後の方向性

○健やかな妊娠・出産のため、すべての妊婦が必要な健診を受けるよう、啓発を続けます。

■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
= -	・ズ量	934	930	924	913	913
	妊婦検診回数	14	14	14	14	14
確保方策	子宮がん検診 回数	1	1	1	1	1
提	供 量	934	930	924	913	913
過 (提供量·	不 足 —ニ ー ズ量)	0	0	0	0	0

② 産婦健康診査事業

産婦の心身の健康状態を把握し、疾病等の早期発見・治療を行うことにより、母親が 安心して育児することを支援する事業です。分娩後、8週以内に実施し、必要に応じ保 健指導を行います。

現状

■ 産婦健康診査事業の利用状況の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診対象者数	-	_	_	843	958
受 診 率	_	_	_	91. 7	99. 7

今後の方向性

○産後の健康管理のため、すべての産婦が健診受けるよう啓発していきます。また、今後 産後ケア体制の整備を図ります。

■ 産婦健康診査事業の量の見込みと確保の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	938	932	921	917	917
提供量	938	932	921	917	917
過 不 足 (提供量ーニ ー ズ量)	0	0	0	0	0

③ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状

■ 子育て援助活動支援事業の利用状況の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依 頼 会 員	326	327	329	344	339
援助会員	114	108	119	122	115
両 方 会 員	95	94	110	108	97
預 か り 件 数 (就学前児童)	1, 984	2, 509	1, 855	1, 302	878
預 か り 件 数 (就 学 児 童)	3, 310	3, 196	3, 066	3, 198	3, 432
合 計	5, 294	5, 705	4, 921	4, 500	4, 310

今後の方向性

- ○地域の住民同士で子育てを支え合う重要な事業です。
- ○積極的に事業の広報に努め、援助会員の確保と人材の育成に重点を置き、提供量の確保 を図ります。特に、援助会員が不足している地域を重点に広報を行います。
- ○依頼内容の多様化を受けて、相互援助活動として円滑に運営できるよう体制を整えます。

■ 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ 一 ズ 量 (就学前児童)	789	710	639	575	518
ニ ー ズ 量 (就学児童)	3, 248	3, 311	3, 386	3, 456	3, 505
合 計	4, 037	4, 021	4, 025	4, 031	4, 023
提供量	4, 037	4, 021	4, 025	4, 031	4, 023
過 不 足 (提供量ーニ ー ズ量)	0	0	0	0	0

④ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

世帯所得の状況等により、新制度未移行の幼稚園に通う児童の副食費を助成します。

今後の方向性

○令和元年10月から始まる幼児教育・保育無償化に合わせて実施しています。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推	計	値	147	147	143	143	143
提	供	量	147	147	143	143	143
過(提供	不 量	足 ズ量)	0	0	0	0	0

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間養育できない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、 その健全な育成を図る事業です。

現状

■ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の利用状況の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入 所 者 数 計	594	576	635	651	749
児童クラブ数	5	3	2	8	8
民間児童クラブ数	10	14	15	18	19

今後の方向性

- ○民間児童クラブについては、今後のニーズ拡大に対応するため、新たな民間事業者による開設を進めていきます。
- ○公設児童クラブについては、学校施設に空きが無い場合や定員の拡大を図るにあたり、 必要に応じて専用施設の整備を進めます。

■ 市全域

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		1 年生	313	338	344	350	354
		2年生	219	229	247	252	257
_ ~=	放課後	3年生	182	166	174	188	192
ニ ー ズ量 (人)	児童健全	4年生	112	118	108	113	122
	育成事業	5年生	83	86	90	83	87
		6年生	52	52	53	56	52
		計	961	989	1016	1042	1064
施設数	児童な	ララブ	9	9	9	9	9
(箇所)	民間児童	直 クラブ	21	23	23	23	25
提供量 (人)	放課後児童 健全育成事業		947	1002	1028	1035	1075
過不足	(提供量一二 (人)	一ズ量)	-14	13	12	- 7	11

■ 西学校区

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		1 年生	39	39	47	45	46
		2年生	28	28	29	34	33
_ ~=	放課後	3年生	24	21	22	22	26
ニ ー ズ量 (人)	児童健全	4年生	14	16	14	14	14
(人)	育成事業	5年生	12	11	12	11	11
		6年生	6	8	7	7	7
		計	123	123	131	133	137
施設数	児童ク	カラブ	1	1	1	1	1
(箇所)	民間児童	童クラブ	2	2	2	2	2
提供量 (人)	放課後児童 健全育成事業		123	123	131	133	137
過不足	(提供量一二 (人)	一ズ量)	0	0	0	0	0

■ 東学校区

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		1 年生	28	26	31	29	29
		2年生	23	22	22	25	22
_ ~=	放課後	3年生	18	18	17	18	20
ニ ー ズ量 (人)	児童健全	4年生	11	12	12	12	12
	育成事業	5年生	8	9	10	10	10
		6年生	5	5	6	6	6
		計	93	92	98	100	99
施設数	児童ク	カラブ	1	1	1	1	1
(箇所)	民間児童	童クラブ	2	2	2	2	2
提供量 (人)	放課後児童 健全育成事業		93	92	98	100	99
過不足	(提供量一二 (人)	ー ズ量)	0	0	0	0	0

■ 北学校区

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		1 年生	37	40	33	42	41
		2年生	25	26	29	24	31
_ → =	放課後	3年生	22	19	20	23	18
ニ ー ズ量 (人)	児童健全	4年生	14	14	12	13	15
	育成事業	5年生	10	11	11	9	10
		6年生	7	6	7	7	6
		計	115	116	112	118	121
施設数	児童会	カラブ	1	1	1	1	1
(箇所)	民間児童	童クラブ	3	3	3	3	4
提供量 (人)	放課後児童 健全育成事業		104	115	115	115	125
過不足	(提供量一二 (人)	一ズ量)	-11	-1	3	-3	4

■ 南学校区

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		1 年生	47	51	47	51	49
		2年生	33	34	37	35	37
_ → =	放課後	3年生	28	25	26	28	27
ニーズ量	児童健全	4年生	17	18	16	17	18
(人) 育成	育成事業	5年生	13	13	14	12	13
		6年生	10	8	8	8	8
		計	148	149	148	151	152
施設数	児童?	カラブ	1	1	1	1	1
(箇所)	民間児童	童 クラブ	3	3	3	3	3
提供量 (人)	放課後児童 健全育成事業		148	149	148	151	152
過不足	(提供量一二 (人)	一ズ量)	0	0	0	0	0

■ 相野山学校区

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		1 年生	8	8	10	11	10
		2 年生	8	6	6	7	8
_ ~=	放課後	3年生	5	6	4	5	5
ニ ー ズ量 (人)	児童健全	4年生	5	3	4	3	3
(人)	育成事業	5年生	4	4	3	3	2
		6年生	3	3	2	2	2
		計	33	30	29	31	30
施設数	児童ク	ララブ	1	1	1	1	1
(箇所)	民間児童	童クラブ	1	1	1	1	1
提供量 (人)	放課後児童 健全育成事業		35	35	35	35	35
過不足	(提供量一二 (人)	一ズ量)	2	5	6	4	5

■ 香久山学校区

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		1 年生	36	44	42	42	43
		2 年生	26	26	32	31	31
_ → =	放課後	3年生	23	20	20	25	24
ニ ー ズ量 (人)	児童健全	4年生	15	15	13	13	16
(人)	育成事業	5年生	10	11	12	10	10
		6年生	6	6	7	7	6
		計	116	122	126	128	130
施設数	児童な	フラブ	1	1	1	1	1
(箇所)	民間児童	直クラブ	3	3	3	3	3
提供量 (人)	放課後児童 健全育成事業		116	122	126	128	130
過不足	(提供量一二 (人)	ー ズ量)	0	0	0	0	0

■ 梨の木学校区

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		1 年生	43	50	52	44	45
		2年生	26	31	34	36	31
_ → =	放課後	3年生	21	19	22	25	26
ニ ー ズ量 (人)	児童健全	4年生	12	14	13	14	15
	育成事業	5年生	7	9	10	9	10
		6年生	4	4	5	6	6
		計	113	127	136	134	133
施設数	児童会	カラブ	1	1	1	1	1
(箇所)	民間児童	童クラブ	2	3	3	3	3
提供量 (人)	放課後児童 健全育成事業		113	127	136	134	133
過不足	(提供量一二 (人)	一ズ量)	0	0	0	0	0

■ 赤池学校区

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		1 年生	45	48	51	48	51
		2年生	31	33	35	38	36
_ → =	放課後	3年生	24	24	26	25	29
ニ ー ズ量 (人)	児童健全	4年生	14	15	15	16	18
	育成事業	5年生	11	10	9	12	12
		6年生	6	7	6	7	7
		計	131	137	142	146	153
施設数	児童な	フラブ	1	1	1	1	1
(箇所)	民間児童	童クラブ	4	5	5	5	6
提供量 (人)	放課後児童 健全育成事業		120	144	144	144	154
過不足	(提供量一二 (人)	ー ズ量)	-11	7	2	- 2	1

■ 竹の山学校区

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		1 年生	30	32	31	38	40
		2年生	19	23	23	22	28
_ → =	放課後	3年生	17	14	17	17	17
二一ズ量(人)	児童健全	4年生	10	11	9	11	11
	育成事業	5年生	8	8	9	7	9
		6年生	5	5	5	6	4
		計	89	93	94	101	109
施設数	児童会	カラブ	1	1	1	1	1
(箇所)	民間児童	童クラブ	1	1	1	1	1
提供量 (人)	放課後児童 健全育成事業		95	95	95	95	110
過不足	(提供量一二 (人)	ーズ量)	6	2	1	-6	1

第6章 計画の推進・評価体制

第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

地域での取り組み(役割)と市全域での取り組み(役割)が互いに補完し、それぞれの 強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により子ども・子育て支援施策にか かる取り組みを効果的に推進するとともに、社会福祉協議会等の関連団体やNPO、民 間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれ の役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

市全域で子ども・子育て支援等を推進するために、「広報にっしん」や市ホームページだけでなく、学校や企業等様々な機関と協力をしながら多様な媒体を用いて、広く市民に計画の趣旨等がわかりやすく伝わるよう努めます。

3 計画の評価と進行管理

計画の推進にあたっては、計画に即した事業が円滑に実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、日進市子ども施策推進委員会を通じて公表していきます。

資料編

資料 編

1 日進市未来をつくる子ども条例

日次

前文

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 子どもの大切な権利(第4条-第14条)
- 第3章 大人による子どもの権利保障(第15条-第19条)
- 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進(第20条-第27条)
- 第5章 子どもの権利侵害からの救済及び回復(第28条-第30条)
- 第6章 雑則(第31条)

附則

子どもは、社会の一員として仲間や大人とともに、よりよい未来をつくっていくことができる大切な存在です。

子どもたちは、次のように語ります。

「私たちは、いろいろなことを知り、学び、選び、目標に向かいチャレンジすることができます。

そのために必要な力を借りることもできます。

そして、夢をかなえることができます。

私たちは、大人のために利用されることはなく、気持ちや考えを言うことができます。

私たちには、助けてくれる人たち、支えてくれる人たちがいます。

私たちは、大切にされ、安全で、安心なまちに住むことができます。

私たちは、みんな仲間です。

お互いに受けとめ合い、協力することができます。

悩みを相談したり、助けを求めたりもできます。

生きていることが楽しいと思えることは、あたり前ではなく、とてもすばらしいことです。

私たちは、お互いの自由と権利を大切にして、ともに生きていたいと願います。

私たちは知ってほしい。守られていない権利があることを。

だから、この条例を知ってほしい。」

日進市にともに暮らす私たち市民は、子どもの権利や参加の機会を保障することが、子どもにとってやさしいまちづくりにつながると考え、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、子どもの基本的人権としての子どもの権利を保障し、子どもがいきいきと育つことを地域社会全体で支え合う仕組

みを定めることにより、子どもとともに、子どもにやさしいまちづくりを進めることを目 的とします。

(定義)

- 第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。
- (1)子ども 市内に住んだり、市内で学んだり、活動したり、働いたりする18歳未満の人 その他これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人をいいます。
- (2) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する立場にある人をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 市内にある学校、児童福祉施設など子どもが育ち、学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいいます。
- (4) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者、教員及び職員をいいます。
- (5) 地域住民など 地域の住民、地域で活動を行う団体、市内の事業者などをいいます。 (基本的考え方)
- 第3条 この条例により子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めること は、次の考え方に基づきます。
- (1) 子どもの幸せや子どもにとって一番よいことを第一に考えます。
- (2) 子どもの年齢や成長に配慮します。
- (3) 子どもと大人の信頼関係を基本に、地域全体で取り組みます。
- (4) 子ども自身の意思や力を大切にします。
- 第2章 子どもの大切な権利

(権利の保障と尊重)

- 第4条 この章に定めるそれぞれの子どもの権利は、あらゆる機会において、子どもが、ひとりの人間として育ち、学び、生活していく上で大切な権利として、保障されます。
- 2 子どもは、自分の権利を学び、大切にし、他の人の権利を認め、尊重するよう努めます。
- 3 特別に支援が必要な子どもは、必要に応じて配慮されます。 (愛される権利)
- 第5条 子どもには、次のとおり、ひとりの人間として尊重され、愛される権利があります。
- (1) ありのままの自分を受け入れてもらうこと。
- (2) 自分の気持ちや考え、個性や能力が認められ、大切にされること。 (守られる権利)
- 第6条 子どもには、次のとおり、心や体を傷つけるものから、自分を守り、守られる権利 があります。
- (1) あらゆる暴力、危害、差別から守られること。
- (2) 自分を守る情報が得られ、安心して気持ちや考えを伝え、相談できること。 (自分らしく生きる権利)
- 第7条 子どもには、次のとおり、自分を大切にし、自分らしく生きる権利があります。
- (1) ありのままの自分に自信をもって生きること。
- (2) 自分で自分のことを決めること。
- (3) 目標に向かってチャレンジできること。

(気持ちや考えを伝える権利)

- 第8条 子どもには、次のとおり、自分の気持ちや考えを伝える権利があります。
- (1) さまざまなことに関して感じ、考えたことを伝えたり、表現したりできること。
- (2) 相手の気持ちも自分の気持ちも大切にするコミュニケーションの力を伸ばす機会が得られること。

(学ぶ権利)

- 第9条 子どもには、次のとおり、さまざまなことを知り、さまざまなことから学ぶ権利があります。
- (1) 必要な知識や情報が得られること。
- (2) 必要な教育を受けたり、自ら学びたい内容を学んだりする機会が得られること。
- (3) 文化や芸術、スポーツ、社会体験など豊かな自己を育む経験ができること。 (遊ぶ権利)
- 第10条 子どもには、次のとおり、遊びをとおして成長する権利があります。
- (1) 遊びが大切にされ、十分に遊ぶこと。
- (2) 遊びに触れる場と仲間が得られること。

(心や体を休める権利)

- 第11条 子どもには、次のとおり、心や体を休める権利があります。
- (1) 安心できる場所で休み、十分に眠ることができること。
- (2) 余暇を楽しみ、自由な時間を過ごせること。

(自然とふれ合う権利)

- 第12条 子どもには、次のとおり、自然とのふれ合いをとおして成長する権利があります。
- (1) 身近な自然を受け継ぐこと。
- (2) 自然とふれ合い、ともに生きる知恵が得られること。

(参加する権利)

- 第13条 子どもには、次のとおり、自分に関わる場に参加する権利があります。
- (1)参加に必要な情報が得られること。
- (2) 意見を発表したり、意思決定に関わったりすることができること。
- (3) 仲間をつくり、集まり、自治的な活動を行うことができること。

(ともに生きる権利)

- 第 14 条 子どもには、次のとおり、他の人とともに生きる権利があります。
- (1)性別、年齢、国籍、文化などが異なる人たちと、ふれ合い、受けとめ合い、育ち合い、 仲間になる機会が得られること。
- (2) 子ども同士又は子どもと大人の支え合い助け合う関係が大切にされること。
- 第3章 大人による子どもの権利保障

(共通の責務)

- 第 15 条 大人は、子どもの権利について理解し、その保障のために、第 3 条に定める基本 的考え方に基づき、子どもに必要な支援を行わなければなりません。
- 2 大人は、子どもが、自らの権利を理解し、自己肯定感を育み、仲間をつくり、他の人や

社会と関わる力を身につけることで、自らの力を発揮できるように支援しなければなりません。

3 大人は、いかなる場合も、暴力、危害、差別などにより、子どもの心や体を傷つけては なりません。

(保護者の責務)

- 第 16 条 保護者は、子育てに第一の責任を持つものとして、次のことに取り組まなければ なりません。
- (1)子どもが安心して過ごせる環境を確保すること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを受けとめ、十分に話し合うこと。
- (3) 子どもとともにいる時間を大切にし、子どもが豊かに育つための機会をつくり出すよう努めること。

(施設関係者の責務)

- 第17条 施設関係者は、子どもの教育や福祉にたずさわるものとして、次のことに取り組まなければなりません。
- (1) 子どもが豊かに育つ環境や教育を充実させること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを受けとめ、子どもが自分に関わることに参加する機会を設けること。
- (3) 虐待やいじめを予防し、その早期発見に努めること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するために、研修など職場環境を充実させること。 (地域住民などの責務)
- 第 18 条 地域住民などは、子どもとともに暮らす地域社会の一員として、次のことに取り組まなければなりません。
- (1) 子どもをあたたかく見守ること。
- (2) 地域において、子どもが豊かに育つための機会をつくり出すよう努めること。
- (3) 子どもの気持ちや考えを大切にし、地域の行事や活動に参加する機会を設けること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するために、職場や地域の環境の充実に努めること。 (市の責務)
- 第19条 市は、保護者、施設関係者、地域住民などと連携し、及び協働し、子どもの権利を保障するために、必要な施策を実施しなければなりません。
- 2 市は、保護者、施設関係者、地域住民などが、それぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。
- 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(権利の周知と学習支援)

- 第20条 市は、子どもの権利月間を設け、この条例と子どもの権利について、周知を図るとともに、必要な取組を実施します。
- 2 市は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域で、子どもと大人が、子どもの権利について学ぶことができるよう必要な支援を行います。

(暴力に対する取組)

- 第21条 市は、子どもへの虐待の早期発見に取り組みます。
- 2 市は、虐待を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して必要な支援を行います。
- 3 市は、虐待や体罰を予防するため、必要な取組を実施します。 (危害に対する取組)
- 第22条 市は、子どもが薬物や犯罪などの危害を受けないよう、必要な取組を実施します。
- 2 市は、子どもが安全で、安心に暮らすことができるよう、公共施設などの整備や必要な 支援を行います。

(子育て家庭への支援)

- 第23条 市は、保護者が、子育ての喜びを実感し、安心して子育ての責任を果たせるよう 必要な支援を行います。
- 2 市は、特別に支援が必要な家庭及び子どもに対し、安心して暮らすことのできるよう支援を行います。

(育ちの支援)

- 第24条 市は、子どもが、さまざまなことを体験したり、仲間と交流したりする場づくりを行うなど、豊かな自己を育むことを支援します。
- 2 市は、子どもが、仲間と集い、自治的な活動ができる居場所づくりを進めます。
- 3 市は、子どもが、いつでも安心して相談できる場の充実を図ります。

(施策への参加の充実)

第25条 市は、子どもに関係する施策の計画及び実施にあたっては、子どもが主体的に参加できる環境の整備や機会の充実を進めます。

(子どもに関する行動計画)

第26条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、子どもに関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、必要に応じて、その内容を見直します。

(子ども施策推進委員会)

- 第27条 市は、行動計画の策定及び円滑な推進を図るため、子ども施策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置きます。
- 2 推進委員会は、行動計画の推進に関し、調査、検証などを行い、その結果を市長に報告します。
- 3 市長は、推進委員会の報告に基づき、必要な措置を行います。
- 4 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。
- 第5章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(子どもの権利擁護委員の設置)

第28条 市は、子どもの権利侵害について、救済の申立てを適切かつ速やかに処理するため、日進市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」という。)を設置します。

- 2 擁護委員は、3人以内とし、人格に優れ、子どもの人権や教育などに関して知識や経験のあるもののうちから、市長が委嘱します。
- 3 擁護委員の任期は3年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(擁護委員の所掌)

- 第29条 擁護委員は、子どもの権利侵害についての相談や救済の申立てを受けた場合は、 必要に応じて事実の調査及び関係者間の調整を行うとともに、その解決に向けての助言や 支援を行います。
- 2 擁護委員は、子どもの成長や人格形成に影響を及ぼすと認めるときに、子どもの権利を 侵害したものに対して、勧告又は改善の要請を行うことができます。
- 3 擁護委員は、前項の規定による勧告又は改善の要請が速やかに実施されるよう、市に対し必要な取組を実施するよう要請することができます。
- 4 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告し、公表するとともに、市に対し施策 を提言することができます。
- 5 擁護委員は、保護者、施設関係者、地域住民などに協力を求めることができます。 (擁護委員に対する支援や協力)
- 第30条 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。
- 2 保護者、施設関係者、地域住民などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

第6章 雜則

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第8 条第1項の規定により策定されている計画は、第26条の規定により策定された行動計画 とみなします。

2 日進市子ども施策推進委員会

第二期日進市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行:日進市 福祉部 子育て支援課

〒470-0192

日進市蟹甲町池下 268 番地

電話:0561-73-1049(直通)